

令和6年度

大鰐町農林業生産資材等物価高騰対策購入支援事業補助金

農林業者向け

町では、資材等物価高騰により経営に影響を受ける農林業者の所得安定を図るため、農林業用資材等の購入に要する経費の一部を補助します。

1. 募集期間

令和6年4月15日(月)～12月20日(金) 午前8時15分～午後5時
※閉庁日は除く

導入事例：肥料

2. 補助対象経費

以下について、対象経費といたします。なお、以下①～③の合計金額が1万円未満(消費税及び地方消費税を除く)のものは対象外となります。**(※予算がなくなり次第終了となります。)**



- ①農林業用資材購入費【肥料・農薬等を含む】
- ②農林業用に係る備品購入費【アシストスーツ等】
- ③農林業用、園地等管理用機械購入費【肩掛け機械等】

導入事例：草刈り機

その他詳細等についてはお問合せください。

3. 対象者の要件

次の1)、2)のいずれにも該当する方が対象者となります。

- 1) 町内に住所を有する農林業生産者(林業にあっては、法人を含む)で、令和5年分の農林業収入について税の申告をしており、事業収入額が総収入額の5割以上を占め、農林業を継続している方。
- 2) 町税等を滞納していない方。



導入事例：苗購入

4. 補助(限度)額



対象経費	補助(限度)額
補助対象経費の①～③に記載するもの	補助対象経費の2/10(上限10万円)

(例：補助対象経費(税抜き)50万円×2/10=10万円が補助金となります。)
※補助金は、千円未満切り捨てた額となります。

■お問合せ 大鰐町農林課 農政農務係 ☎0172-55-6574(直通)